

A 級継手施工会社認定規定

一般社団法人エンクローズ溶接協会

A級継手施工会社認定規定

第1章 認定規定

(目的)

第1条

本規定は、一般社団法人エンクローズ溶接協会（以下「本協会」とする）が、鉄筋溶接施工会社に対し、A級継手に関する施工体制及び品質管理体制を審査・評価し、A級継手施工会社認定（以下「A級認定会社」とする）を選定することを目的とする。

(適用範囲)

第2条

- 1) 本規定は、認定会社の新規認定及び更新認定に適用する。
- 2) 適用する溶接継手工法は、本協会が認定した溶接継手工法でなければならない。

(所管)

第3条

本規定は、本協会の理事会が所管する。理事会は以下の業務を行う。

- 1) 本規定の管理
- 2) 認定に関する審査基準の制定
- 3) A級認定会社の審査、評価並びに認定
- 4) その他本規定に必要となる業務

(要件)

第4条

A級認定会社は、以下の要件を満たさなければならない。

- 1) 法人且つ本協会の会員であること
- 2) 鉄筋溶接継手業務を行っていること
- 3) 別途定める審査基準を満たしていること

(有効期間)

第5条

A級認定会社の有効期間は、認定が確定した日から5年間とする。

(遵守事項)

第6条

A級認定会社は、以下の事項を遵守しなければならない。

- 1) 施工体制及び品質管理体制の維持、発展
- 2) 使用する工法の施工要領書及び作業手順書の遵守
- 3) 変更事項の届出
- 4) 各種法令

(審査事項)

第7条

A級認定会社の認定に関する審査は、書類審査と現地審査とし、審査事項は以下の通りとする。なお、各項目に関する審査基準は、第21条に定める。

- 1) 施工体制（書類審査）
- 2) 品質管理体制（書類審査）
- 3) 面接評価（現地審査）

（審査員）

第8条

A級認定会社の認定に関する審査は、申請会社ごとに理事会が選任する審査員が行う。審査員は、第21条による審査基準に基づき審査記録を作成し、理事会に提出する。

（申請手続き）

第9条

A級認定会社の認定（新規又は更新）を申請する会社（以下「申請会社」とする）は、申請書及び付帯する必要書類を提出する。申請書及び付帯する必要書類に不備があった場合は、手続きを中止する。なお、申請は随時受け付ける。

2. 更新を申請する場合は、有効期限の12か月前から6か月前までの間に手続きを行う。

（審査期間）

第10条

審査は申請を受理した直近の理事会開催後に開始し、開始決定より3ヶ月以内に終了する。

（是正）

第 1 1 条

申請会社は、審査記録に指摘事項が記載された場合、これを是正しなければならない。

2. 申請会社は、審査記録を受領した日から 20 日以内に是正報告書を提出しなければならない。是正は、1 回を限度とする。

(審査報告)

第 1 2 条

審査員は、審査記録に基づき審査報告書（是正報告書を含む）を作成し、理事会に提出する。

(評価)

第 1 3 条

理事会は、申請会社の審査記録を確認し、審査基準が満足された場合に申請会社を A 級認定会社として認定する。

(認定書の発行)

第 1 4 条

協会は、認定が承認された申請会社に認定書を発行する。

(認定の一時停止)

第 1 5 条

A 級認定会社が、認定期間中に第 4 条に定める事項が満足できない状況になった場合、理事会は A 級認定会社の認定を一時停止する。理事会は、認定会社に対し一時停止となる期間を通知し、是正を求める。

2. 通知した期間内に、理事会にて是正が確認された場合、一時停止を解除する。

(認定の取り消し)

第16条

A級認定会社が、以下の事項に該当する場合は、理事会はA級認定会社の認定をその有効期間にかかわらず取り消しする。認定は直ちに失効される。

- 1) 虚偽又は不正があった場合
- 2) 本協会を退会した場合
- 3) 本規定6条が順守されなかった場合
- 4) 本規定15条により一時停止になった後、是正が確認できなかった場合
- 5) 本協会の名誉を著しく傷つける事項があった場合
- 6) 本協会に非協力的な事項があった場合
- 7) その他法令違反や公序良俗に反する事項があった場合

(認定会社の公表)

第17条

A級認定会社が認定を取得した場合、一時停止となった場合、認定が取り消された場合、本協会のホームページ等にて公表する。

(異議申し立て)

第18条

本規定により執り行われた事項について異議がある場合は、その通知を受け取った日より7日以内且つ1度に限り、書面にて異議申し立てを行うことができる。

(料金)

第19条

申請料、審査料及び認定料は、別途定める。納付方法については、別途定める。

(規定の改正又は廃止)

第20条

本規定の改正又は廃止は、理事会の議決による。

第2章 審査基準

(審査基準)

第21条

申請会社からの申請に基づき、A級認定会社として認定するために必要な審査事項を以下に定める。全ての審査基準を満足しなければならない。

1) 施工体制

- ①溶接管理技術者（J I S Z 3 4 1 0）、鉄筋継手管理技士又は溶接継手管理技士が在籍していること
- ②申請工法の溶接作業者が1名以上在籍していること
- ③申請工法の専用治具を保有していること
- ④申請工法に使用できる半自動溶接機を保有していること
- ⑤申請工法の実績が確認できること（新規は除く）

2) 品質管理体制

- ①品質管理の方法を定めていること
- ②品質管理の責任者を定めていること
- ③外注又は専属下請作業者を管理（外注又は専属下請作業者との使用権許諾契約書含む）する責任者を定めていること
- ④申請工法に使用する機器類を管理する責任者を定めていること
- ⑤申請工法に適用される書類（鉄筋溶接継手管理指針・施工要領書・作業手順書等）、帳票（日常管理票・外観検査票等）を管理する責任者を定めていること
- ⑥申請工法の教育訓練及び周知を行う責任者を定めていること

3) 現地審査

- ①品質管理責任者が応対すること
- ②必要とする書類が整備されていること
- ③必要とする機器類が整備されていること
- ④施工現場もしくは作業手順が確認できること

附則

1. 本規定は2020年2月7日に制定し、同日より施行する。

般社団法人エンクローズ溶接協会資格認定規定
改訂記録

2020年02月07日 制定

2022年03月01日 改定